

令和2年度 南丹市保育所入所のしおり

「保育施設・事業利用の案内」



【一斉受付期間】 令和元年11月1日（金）～11月22日（金）

【受付場所】 子育て支援課、市役所各支所、各保育所

【受付時間】 市役所は、午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日・祝日除く）
保育所は、各開所時間内をお願いします。

※一斉受付期間に申し込みをしていない方で、年度途中で保育が必要となった場合、利用定員に空きがあれば、利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までにお申し込みいただけます。

令和元年10月 南丹市 子育て支援課
（南丹市福祉事務所内）

622-8651 南丹市園部町小桜町47番地
TEL 0771-68-0017 FAX 0771-68-1166

はじめに

保育所は、保護者の就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、すべての子どもが無条件に入所できる施設ではありません。南丹市内には、8か所の公立保育所があります。（私立の保育所、認定こども園はありません。）このページは、保育所入所について、特に大切な情報を掲載しています。

1. 入所するには

保育所の入所については、申請書及び必要書類を期日までに、子育て支援課、市役所各支所、および各保育所にご提出ください。必要書類については、世帯の状況に応じて異なります。

2. 入所の申し込み締切と流れについて

令和2年度中（令和2年4月1日～令和3年3月31日の間）の入所を希望される方（令和2年度の途中入所が必要であると分かっている方を含む）は、一斉受付期間内に申し込みをしてください。

※申し込みができるのは、南丹市に居住（住民登録等）し、実際に生活をしている家庭の子どもです。（転入予定の方も申請可）

① 申請

【一斉受付期間】**令和元年11月1日（金）～11月22日（金）**

【受付場所】子育て支援課、市役所各支所、各保育所

【受付時間】市役所は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日除く）

保育所は、各開所時間内をお願いします。

※一斉受付期間に申し込みをしていない方で、年度途中で保育が必要となった場合、利用定員に空きがあれば、利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌閉庁日）までにお申し込みいただけます。



② 認定審査及び利用施設の調整

- ・保育所を利用するには、入所要件の「家庭において児童の保育を必要とする状態」であるかの認定を受けることが必要となります。
- ・認定をされた児童について、利用施設の希望にしたがって保育所を決定しますが、利用希望者が受入可能人数を超える場合は、各世帯の状況により市にて利用調整を行い（面接をする場合もあります）、入所者を選考します。

※定員の都合により、希望保育施設に入所できないことがあります。



③ 結果の通知

- ・入所承諾もしくは入所保留を通知します。

※保護者の就労時間などを考慮して、保育時間が決定されます。

※保育料は、世帯の所得に基づき決定されます。

幼児教育・保育の無償化により3～5歳児の保育料は0円です。

■南丹市内公立保育所一覽

	施設名	所在地 (電話番号)	定員数 (人) ※施設全体	受入対象児の年齢	土曜保育 の有無
園部町内	園部保育所	園部町木崎町下ヲサ 46番地 (0771-62-0427)	150	1歳児～5歳児	城南保育 所で合同 実施
	城南保育所	園部町城南町中井 50番地 (0771-62-1400)	150	0歳児(満6か月～) ～5歳児 ※R2年度は 1歳児の 新規受付はなし	
八木町内	八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	八木町西田河原篠 42番地 (0771-42-5189)	130	1歳児～5歳児	八木東保 育所で 合同実施
	八木東保育所 (八木東幼児学園)	八木町北屋賀焼石 8番地3 (0771-42-4377)	60	0歳児(満6か月～) ～5歳児	
日吉町内	日吉中央保育所	日吉町保野田垣ノ内 11番地・12番地1合地 (0771-72-0212)	90	0歳児(満6か月～) ～5歳児	日吉中央 保育所で 合同実施
	胡麻保育所	日吉町胡麻中野辺谷 73番地 (0771-74-0052)	90	1歳児～5歳児	
美山町内	みやま保育所	美山町島島台 53番地 (0771-75-0133)	90	0歳児(満1歳～) ～5歳児	有
	知井保育所	美山町中勘定 7番地 (0771-77-0047)	30	1歳児～5歳児	有

目次

1. 認定について	4
2. 利用申し込みに必要な提出書類について.....	6
3. 利用調整について.....	8
4. 保育施設の保育時間について	9
5. 保育料について	9
6. 保育所を利用していない子どもを対象にした事業（一時預かり）	10
7. 他市町村の施設入所を希望される場合（広域保育）	10

（資料）

■南丹市立保育所保育料等徴収金基準額表.....	11
■南丹市立保育所〈ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯〉 保育料徴収金基準額表.....	12

■Q&A	13、14
------------	-------

1. 認定について

保育所を利用するには、保護者の就労等により、保育を必要とする認定（給付認定）を受けることが必要です。

(1) 認定区分

保護者が教育・保育のどちらを希望するのか、また、子どもの年齢によって3つの区分に認定されます。

■認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	保育所
3号認定	0～2歳	あり	保育所

■令和2年度 入所児童年齢表

区分	生年月日
0歳児	令和2年度中に1歳になる児童・満6か月以上児
1歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日
2歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日
3歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
4歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
5歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日

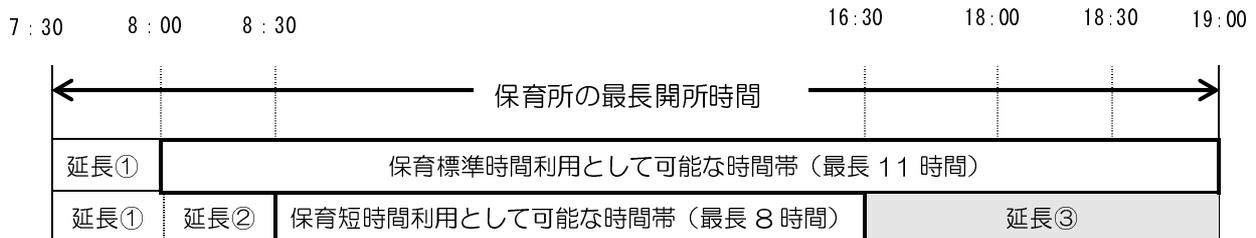
(2) 保育の必要性の認定・保育必要量の認定

保育認定を受けられるのは、保護者の方すべてが、保育必要性のいずれかの事由に該当する場合であって、子どもを家庭で保育することが困難な場合です。また、保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」か「保育短時間（1日最長8時間）」のどちらかに決まります。

※利用可能時間を超える場合には、延長保育を利用することができます。

■南丹市が定める利用時間（平日保育所利用）

《詳細ページ→9》



※延長①・③ 延長保育要申請（有料1回200円）

※延長② 延長保育要申請（無料）

■保育所を利用できる事由・保育必要量の区分

保育の必要性の事由（※期間）		保育必要量区分
就労	月48時間～119時間労働することを常態としている場合（下限基準例：1日4時間×週3日）	保育短時間
	月120時間以上労働することを常態としている場合（下限基準例：1日6時間×週5日）	保育標準時間
妊娠 出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
疾病・負傷 障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育短時間 （原則）
同居親族の常時の 介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	介護等を必要とする時間によって認定
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から90日を経過する日が属する末日までの期間	保育短時間
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間	保育短時間
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	保育短時間
虐待やDVのおそれがある場合	虐待または配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育標準時間
その他	前項に類して市長が認める場合	必要な時間

2. 利用申し込みに必要な提出書類について

次の書類をご提出ください。

*書類の様式は、南丹市役所ホームページ「のびのびなたん」からも印刷が可能です。

◆すべての方に必要な書類

①給付認定申請書兼認定内容確認票	子ども1人につき1部必要
②保育施設及び保育事業利用希望申込書 (保育所入所申込書)	
③マイナンバー関係書類(個人番号提供書)	2人以上の子どもの申請をする場合は1部

◆保護者の状況ごとに必要な書類

※すべての保護者分が必要です。

※入所時点で同敷地内に満64歳以下の祖父母がいる場合についても必要書類をご提出ください。

保護者の状況	提出書類	
	市指定の様式	添付書類
会社等にお勤めの方 (常勤・パート・内職・自営専従者など)	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> シフト制など不規則な勤務の場合はシフト表など 派遣社員の場合は、派遣会社(派遣元)の証明
自営の方(自営業・農業・起業準備)	就労状況(予定)申告書	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始届等、自営がわかる客観的書類 農業の場合は農業委員等の証明
育児休業が終了し、仕事に復職する方	就労証明書 *復職年月日欄あり	*復職後翌月末までに「復職証明書」を提出してください。
育児休業中の方	就労証明書 *育休取得期間欄あり	
妊娠・出産(産前6週間・産後8週間の期間)	保育必要性の申立書 (その他用)	母子手帳のコピー (表紙と分娩予定日記載のページ)
保護者が病気又は心身に障がいがある場合	保育必要性の申立書 (疾病・負傷・障がい用)	<ul style="list-style-type: none"> 診断書(家庭保育が困難であることがわかるもの) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー(等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの)

保護者が同居親族の方を介護・看病を常時している場合	保育必要性の申立書 (介護・看護用)	・介護を受けている方の診断書 (常時介護や看護が必要である旨の記載があるもの)
災害の復旧に当たっている場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	り災証明書
仕事を探している場合	求職活動状況申告書	求職中であることが分かるもの (ハローワークカード等)
保護者が大学や職業訓練学校、専門学校などに通学している場合	保育必要性の申立書 (就学・災害復旧用)	在学証明書及びカリキュラム
虐待やDVのおそれがある場合	保育必要性の申立書 (その他用)	児童相談所などからの証明
その他	保育必要性の申立書 (その他用)	個別に指示する書類、証明書

◆児童の状況に必要な書類

子どもが病気又は心身に障がいがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー（等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）
---------------------	--

◆マイナンバー関係書類について

マイナンバー制度の導入に伴い、保育施設入所の手続きにおいて、保護者の方のマイナンバーの提出が必要となりましたので「**個人番号提供書**」に記載の上、**子育て支援課以外の窓口**に提出される場合は、**確認書類の写し等を貼付し、指定の封筒に入れ、封をした状態で提出してください。**

◆保育料等の算定に必要な書類

- ① 平成31年1月1日時点の住所が南丹市の方は、提出不要です。ただし、市民税が未申告の方は、判定が行えません。必ず申告をしてください。（配偶者控除の対象者は不要）
- ② すべての保護者分を合算して算定をします。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合には、祖父母等にも書類を提出いただくことがあります。
- ③ 生活保護受給中の方は、生活保護受給証明書または生活保護受給者証のコピーを添付してください。
- ④ 平成31年1月1日現在、他市町村に住民登録をされている方は、マイナンバーによる情報連携で課税状況を照会するため、特に課税状況がわかる資料の提出は不要です。ただし、マイナンバーで課税状況が確認できない場合は、後日連絡をしますので、次の表中の書類を添付してください。（すべての保護者分※配偶者控除になっている方は提出不要）

(i)	給与所得のみの方（給与から市府民税が天引されている方）	令和元年度市府民税の特別徴収税額通知書
(ii)	自営業・個人納付の方	令和元年度市府民税納税通知書 （表紙・税額・明細部分のコピー）
(iii)	海外勤務の方	海外に居住しており市民税情報のない方は、海外勤務期間中の所得額等を、市民税相当額として算定し保育料等を算定します
(iv)	(i)～(iii)以外の方・紛失した方	令和元年度市町村民税課税証明書、もしくは非課税証明書 （平成31年1月1日時点の住民登録地発行）

◆注意事項

《提出時の注意事項》

- ①必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、申請却下または、利用調整において減点の対象となることがあります。
- ②提出書類の内容に虚偽があった場合、決定等を取り消すことがあります。

《申請後の注意事項》

- ①保育所入所の申請後、入所の必要がなくなった場合には、必ず子育て支援課に連絡の上、「取下げ書」を提出してください。
- ②申請後に、世帯状況（子どもや保護者の氏名や住所、世帯員の増減、保護者の転職、離職等）の変更があった場合は、必ず子育て支援課にお申し出ください。

3. 利用調整について

入所申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況を指数（ポイント）化し、入所者を選考します（利用調整）。面接を行う場合もありますので、その際にご連絡します。

4. 保育施設の保育時間について

月曜～金曜 通常保育の時間帯	(保育標準時間認定)	8時00分～19時00分の11時間
	(保育短時間認定)	8時30分～16時30分の8時間
土曜保育の時間帯		8時30分～12時00分(一般的利用) 8時00分～13時30分(延長あり)

※休所日は、日曜、祝日、振替休日、年末年始等です。

※気象警報、特別警報の発表により安全な保育が実施できないと判断した場合は、臨時休所する場合があります。

※入所後1週間程度のならし保育期間があります。ならし保育から保育料は必要です。

〔延長保育について〕

保護者のやむを得ない事情により、認定された保育必要量(時間)を超えて保育が必要となる場合に、延長保育を利用することができます。(入所決定後の申込み)

5. 保育料について

保育料(利用者負担額)は、子どもの年齢と、所得に応じて**保護者の市町村民税所得割額**によって決定されます。保育料算定の基準額は、子どもの保護者(父母もしくは父母以外の扶養義務者の方)の市町村民税の所得割額の合算額となります。

*当該年度の市町村民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。

令和元年									令和2年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和元年度」市民税 (平成30年1月1日～12月31日までの所得)					「令和2年度」市民税 (平成31年1月1日～令和元年12月31日までの所得)						

※保育料は期限内に納付ください。納期限を過ぎると延滞金が発生します。また、督促後にも納められない場合は、給与の差し押さえを行うことがあります。

※保育施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るため、給食費や人件費等多くの経費が必要です。南丹市では国の定める基準より保育料を低額に設定し、保護者の負担軽減を図っています。保護者から納付いただく保育料が重要な財源となりますので、期限内の納付にご協力ください。

※納付方法は原則、口座振替でお願いします。保育所の入所が決まりましたら口座振替の方法等の案内を行いますので手続きをお願いします。

6. 保育所を利用していない子どもを対象とした事業（一時預かり）

南丹市内に居住し、保育所等の利用をしていない子どもを対象とし、保護者の方の仕事や病気等により、断続的（週3日以内）、または緊急・一時的（2週間以内）に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とする場合に預かります。

※保育所ごとに実施内容が異なります。

※一時保育利用申込書を各保育所に提出してください。

実施保育所	種別	対象年齢・利用時間
八木中央保育所 (八木中央幼児学園 長時部)	継続的に行う預かり (週3日以内)	一時保育開始日現在 満1歳から就学前まで (月曜～金曜)
	緊急・一時的な預かり (2週間以内)	8時30分～16時30分 ※延長保育の利用可(料金別)
園部保育所 城南保育所 八木東保育所 日吉中央保育所 胡麻保育所 みやま保育所 知井保育所	緊急・一時的な預かり (2週間以内)	当該年度の4月1日現在 満1歳から就学前まで (月曜～金曜) 8時30分～16時30分

〔利用料〕※年齢については、利用年度の4月1日現在の年齢を適用する。

○3歳未満児 1日あたり 1,800円(半日あたり 1,000円)

○3歳以上児 1日あたり 1,500円(半日あたり 800円)

7. 他市町村の施設入所を希望される場合（広域入所）

事情により、南丹市外の施設への入所を希望される場合も、利用申し込みは南丹市に提出してください。入所申し込みを受けた後、入所申込先の市町村と協議を行います。

※入所申し込み先の市町村の承諾がなければ入所できません。

■実施基準

- ①保護者の勤務状況により、南丹市内の保育所では児童の送迎に無理が生ずる場合
- ②入所申込先の市町村に祖父母等の家族が所在し、その家族の援助を必要とする場合
- ③自宅が行政境にあり、隣接市町村の保育所を希望する場合

●南丹市立保育所保育料等徴収金基準額表

2号認定（3歳以上児 ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）			
保育料徴収金基準額（月額）	0円※1	副食費	4,500円※2

※1 令和元年10月より3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、0円となっています。

3歳以上児より副食費が必要になります。副食費は、日割りはありません。

※2 次の場合、副食費は免除です。

① 年収360万円未満相当（市民税57,700円未満）の世帯の子ども

② 全所得階層の第3子以降の子ども（多子の数え方には条件があります。）

・市民税所得割57,700円以上～169,000円未満：満18歳未満（※）の子どもから数えて、3人目以降の子ども（※18歳に達する以降最初の3月31日までの間を含む。）

・市民税所得割169,000円以上～ 就学前児童の範囲で、上から3人目以降の子ども

3号認定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）				
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の減免制度により適用される内容
階層区分	定義	保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料	
A	生活保護世帯	0円	0円	-
B	市民税非課税世帯	0円	0円	-
C1	市民税所得割非課税世帯	8,000円	7,800円	第2子半額 第3子以降無料
C2	市民税所得割の額が8,000円未満	10,000円	9,800円	
C3	市民税所得割の額が8,000円以上48,600円未満	11,000円	10,800円	
D1	市民税所得割の額が48,600円以上52,700円未満	12,600円	12,300円	
D2	市民税所得割の額が52,700円以上56,400円未満	14,000円	13,700円	
D3	市民税所得割の額が56,400円以上64,300円未満	18,000円	17,600円	
D4	市民税所得割の額が64,300円以上75,200円未満	24,500円	24,000円	
D5	市民税所得割の額が75,200円以上97,000円未満	29,600円	29,000円	
D6	市民税所得割の額が97,000円以上112,200円未満	32,500円	31,900円	
D7	市民税所得割の額が112,200円以上147,000円未満	36,000円	35,300円	
D8	市民税所得割の額が147,000円以上169,000円未満	39,000円	38,300円	第2子半額 *同一世帯内において2人の児童が入所している場合
D9	市民税所得割の額が169,000円以上211,100円未満	41,000円	40,300円	
D10	市民税所得割の額が211,100円以上264,500円未満	43,000円	42,200円	
D11	市民税所得割の額が264,500円以上301,000円未満	45,000円	44,200円	
D12	市民税所得割の額が301,000円以上	46,000円	45,200円	

57,699円以下

57,700円以上

第3子以降無料

多子カウント年齢制限あり
(18歳になる年度まで)

第3子以降無料

*同一世帯内において3人以上の児童が入所している場合

※ 多子カウントの対象…保護者と生計を一にしていることが条件です。必ずしも同居を必要とはしていません。

※ 3歳未満児は保育料の中に給食副食費を含みます。

●南丹市立保育所〈ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯〉保育料徴収金基準額表
 ・3号認定（3歳未満児 ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

階層区分 (表面参照)	保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の 減免制度により 適用される内容
	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
B	0円	0円	
C1	4,000円	3,900円	第2子 以降無料
C2	5,000円	4,900円	
C3	5,500円	5,400円	
D1	6,300円	6,150円	
D2	7,000円	6,850円	
D3	9,000円	8,800円	
D4	9,000円	9,000円	
D5 (77,101円未満)	9,000円	9,000円	

※ D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）を超える世帯は、「南丹市立保育所保育料徴収金基準額表」を適用します。

【その他の減免制度】

在宅障がい児（者）のいる世帯で、D5階層の一部（世帯の市民税所得割課税額が77,101円以上）からD12階層の世帯における保育料については、「南丹市立保育所保育料徴収金基準額表」に定める保育料徴収金基準額の1/2になる場合があります。

～下記に該当する方については、保育料の負担軽減があります～

減免対象世帯 (1) 生活保護等世帯 (2) ひとり親世帯 (3) 在宅障がい児（者）のいる世帯
 (4) 第3子以降の通所児童がいる世帯

※ (3) の方は、身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書の写しを添付が必要です。

～ 未婚のひとり親を寡婦等にみなす特例 ～

内閣府令改正により、未婚のひとり親※について、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなすことが決まりました。該当される方は子育て支援課まで申出ください。※婚姻によらないで母（父）となった女子（男子）であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていないもの

保育所入所手続き Q&A

Q1 認定が受けられない場合がありますか？

- 2号、3号認定については、就労時間等により保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Q2 保育利用時間の認定は変更できますか？

- 就労時間等の要件を満たしていれば保育短時間認定から標準時間認定へ変更可能です。就労証明書等の必要書類と記載事項変更届を提出ください。申請された翌月から変更です。

Q3 今は仕事をしていませんが、働き始めたいです。申し込みはできますか？

- 求職の事由で申込みはできます。ただし入所の承諾期間は3か月です。その期間に就労先を見つけていただき、就労証明書等で確認できた場合は、継続入所が可能です。

Q4 育児休業中でも入所できますか？

- 育児休業中の新規入所はできません。育児休業の終了翌日からの入所希望で申込みください。

Q5 就労での入所中に育児休業することになりました。利用中の子どもは退所ですか？

- 育児休業を取得され、1年以内の復帰の場合は、既に利用中のお子さんも継続入所が可能です。
- 育児休業を1年以上取得される場合は、利用中のお子さんが0歳～2歳児の場合は、出生児童が1歳を迎える前日の属する月末まで継続入所が可能です。
- 育児休業を1年以上取得される園部・八木地域保育所利用中のお子さんが3歳児の場合は、出生児童が9月までに1歳の誕生日を迎える場合は9月末まで利用可能です。出生児童が10月以降に1歳の誕生日を迎える場合は3月末まで利用可能です。
- 育児休業を1年以上取得される園部・八木地域保育所利用の4歳～5歳児、日吉・美山地域保育所利用の3歳～5歳児の場合は、継続利用が可能です。
- 生まれたお子さんの育児休業が終了する予定日で、保育所入所申請をし、保留となった場合は、既に利用中のお子さんについて一定期間の継続利用が可能です。

Q6 祖父母が同居していても保育所の申し込みはできますか？

- 申し込みは可能ですが、64歳以下の祖父母については就労証明書等の書類を提出してください。

Q7 母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、引き続き利用できますか？

- 既定の期間が過ぎると入所資格がなくなりますので利用できません。

Q8 仕事を辞めました。保育所は退所しなくてははいけませんか？

- 仕事を辞められ、その他に保育所入所の要件がない場合は、退所となります。ただし次の仕事を探すという場合は求職を事由に3か月の継続入所は可能です。

Q9 南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所に入所できますか？

- 南丹市内の保育所に入所できるのは、南丹市内に居住し住民登録されている児童です。申込み時には他市町村に登録されていても、入所までに転入予定の場合は申し込みを受付します。

Q10 離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料はかわりますか？

- 離婚や婚姻、転居等の理由により申請時と家庭の状況に変更があった場合は、すみやかに保育所または子育て支援課で手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。保育料の変更は申請された翌月分から反映します。

Q11 転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

- 就労証明書を新たに提出してください。
- 転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は再度提出をお願いします。

☆保育所の利用について、わからないことがあればお気軽に子育て支援課までお問合せください。

■南丹市子育て支援課

(南丹市福祉事務所内)

〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47 番地 TEL 0771-68-0017
FAX 0771-68-1166